

緊急人道支援学会会則

第1条(名称)

本会は緊急人道支援学会(Japan Society for Humanitarian Action Studies : JASHAS)とする。

第2条(団体の所在地及び事務局)

団体の所在地は、近畿大学国際学部18-S225 内(東大阪市小若江3-4-1)とし、事務局は、会長が所属する機関または会長が指名する場所に置く。

第3条(目的)

本会は、国内外の緊急人道支援にかかる調査研究および実践の推進を図り、会員相互の知と経験の共有と協力によって、緊急人道支援の普及発展に資することを目的とする。また、緊急人道支援にかかる様々なステークホルダーが交流し、知の共有をはかるプラットフォームを形成する。

第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 4-1. 緊急人道支援にかかる研究および調査
- 4-2. 緊急人道支援にかかる研究発表および経験の共有のための研究会および大会の開催
- 4-3. 学術雑誌「緊急人道支援研究(webベース)」の刊行
- 4-4. 国内および海外の人道支援団体との連携
- 4-5. 緊急人道支援にかかる新たな様式やテクノロジーの研究開発および実践にかかるプラットフォームの形成
- 4-6. 国内外の緊急人道支援にかかる緊急アピールおよび政策提言
- 4-7. 緊急人道支援における優れた研究・調査・実践を行った個人や団体の表彰
- 4-8. 本会の目的を達成するために必要なその他の事業

第5条(会員)

本会は、次の会員をもって組織する。

- (1)正会員:本会の目的に賛同する個人
- (2)学生会員:本会の目的に賛同する大学院生および学部学生
- (3)賛助会員:本会の目的に賛同する法人・団体・および個人

第6条(年会費)

- 6-1. 正会員のうち、研究費等所属先の負担によって会費を納入できる会員は5,000円
- 6-2. 正会員のうち個人で納入する会員は2,000円
- 6-3. 学生会員は2,000円
- 6-4. 賛助会員の会費は一口30,000円として一口以上

第7条(会員の権利)

- (1) 本会が刊行する雑誌「緊急人道支援研究」への投稿
- (2) 本会が開催する会合での研究発表
- (3) 本会が行う研究および調査、その他の事業への参加

第8条(入退会)

- 8-1. 会員になろうとする者は所定の申込手続きを行い、理事会の承認を受ける。
- 8-2. 会員は、以下の理由で資格を失う。
 - (1) 本人からの退会の申請
 - (2) 本会の名誉を傷つける行為により理事会が退会を認めた場合
 - (3) 本人の死亡

第9条(役員)

- 9-1. 本会に以下の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 理事 10名程度(会長、副会長および事務局長を含む)
 - (5) アドバイザー 若干名
 - (6) 幹事 若干名
 - (7) 監査役 2名
- 9-2. 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第10条(役員の選出)

- 10-1. 理事は正会員から選出される。選出方法は会員による選挙とする(選挙方法は別途定める)。
- 10-2. 会長、副会長および事務局長は理事会において互選により決める。
- 10-3. アドバイザーは本会に特別の功労のあったものを理事会が選出し、会長が委嘱する。
- 10-4. 幹事は理事会が決め、会長が委嘱する。
- 10-5. 監査役は理事会が選考し、会長が委嘱する。

第11条(役員の任務)

- 11-1. 会長は本会を代表して会務を総括し、理事会の議長を務める。
- 11-2. 副会長は会長を補佐し、会長の不在あるいは事故のある時にその職務を代行する。
- 11-3. 事務局長は、会長、副会長を補佐し、事務局を統括し、日常の会務を執行する。
- 11-4. 理事は理事会を構成し、本会の組織運営、会則の改廃などに関わる事項の審議を行う。
- 11-5. アドバイザーは本会の運営等に関する事項について会長の諮問に応じる。
- 11-6. 幹事は事務局長を補佐する。
- 11-7. 監査役は本会の会計を監査する。

第12条(会の運営)

本会の運営は本会則による。理事会は細則を定めることができる。

第13条(会議)

13-1. 理事会は、次の事項の議案の承認と決議を行う。

- (1) 事業計画および事業報告
- (2) 予算、決算および会計監査報告
- (3) 役員を選出
- (4) 会則の変更
- (5) その他、会の運営に必要な事項

13-2. 会長は会員総会において理事会の決定事項を報告し承認を得る。

13-3. 会員総会は通常毎年一回開催する。

第14条(会計)

14-1. 本会の運営および事業は次の資産によって行う。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

14-2. 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日におわる。

14-3. 本会の会計処理は、事務局長が責任を持つ。

14-4. 監査役は、理事会に会計監査報告を行い、承認を受けなければならない。

第15条(学会賞の規定)

緊急人道支援にかかる研究・調査・実践において優れた個人、団体を表彰する。選考は別途定める賞選考タスクチームが行い、理事会および総会の承認を得る。

第16条(会則の改正)

この会則を改正するときは、理事会での審議を経て、会員総会に報告する。